

建企第174-7号
令和2年6月1日

(一社)群馬県建設業協会 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に
基づく要請の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

群馬県では、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定し、段階的な社会経済活動の再開に向けて取り組んでいるところです。

これまでも本年5月18日付で貴団体に対し、同ガイドラインに基づく警戒度3における要請の周知を依頼させていただきました。

このたび、本年5月28日に実施した、第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本年5月30日から県内の警戒度を「2」に移行することを決定しました。

つきましては、新たに同ガイドラインに基づく警戒度2における要請を実施しますので、貴団体におかれましても、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

また、要請事項については、別添資料に記載しましたのでご参照願います。

担 当：建設企画課	建設業係	小 渕
	技術調査係	石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531		
F A X：027-224-1426		